

附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市民の市政参加を促進し、本市の附属機関等の公平性及び透明性を確保するとともに、その運営の効率化を図るため、附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により本市が設置する機関
- (2) 専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、個別の要綱等により設置する機関(本市の職員のみを構成員としたものその他この指針の対象とすることが不適当なものを除く。)

(附属機関等の設置に係る留意事項)

第3条 附属機関等を新たに設置する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 既存の附属機関等の活用、公聴会、関係団体の意見聴取その他の方法による対応が可能かどうかを十分に検討すること。
- (2) 委員の数は、必要最小限とし、法令に定めがある場合その他特別の理由がある場合を除き、15人以内とすること。
- (3) 設置目的が臨時的な附属機関等については、設置期限を明示すること。
- (4) 附属機関等を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、附属機関等を設置しようとするときは、あらかじめ職員課長及び企画政策課長に協議しなければならない。

(委員の選任に係る留意事項)

第4条 委員を選任する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 常に新しい人材を確保するため、公募等多様な方法を用いるように努めること。
- (2) 附属機関等の第三者機関としての位置付けを踏まえ、法令等に定めがある場合、市民団体等の代表として推薦があった場合、公募委員として選任する場合その他特別の理由がある場合を除き、次に掲げる者を選任しないこと。
 - ア 市議会議員
 - イ 職員(非常勤の特別職に属する職員を除く。)
- (3) 原則として同一人を4以上の附属機関等の委員に重複して選任しないこと。

(4) 市民団体等を代表する者の参加を得るため、当該団体等に委員の推薦を依頼する場合にあっては、他の附属機関等と重複しないよう配慮の要請をするものとする。ただし、専門的な知識又は経験等を必要とし、他に適当な人材が得られない場合は、この限りでない。

(5) 委員の選考に当たっては、女性や若年層の採用を積極的に図るものとし、特に次に掲げる事項に留意すること。

ア 女性の委員の比率については、当面、各附属機関等につき40パーセント以上を目標とする。

イ 75歳以上の高齢者の選任は、避けるように努めるものとする。

(6) 委員を再任する場合は、その通算の在任期間が3期又は10年を超えてはならない。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当な人材が得られない場合は、この限りでない。

(7) 所管課長は、委員の選任をしようとするときは、あらかじめ秘書課長及び職員課長に協議しなければならない。

(委員の報酬等)

第5条 委員の報酬又は謝礼の額は、生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）及び別に定める基準に基づき、附属機関等の設置目的及び所掌事項、委員の資格要件、他市の状況等を総合的に勘案しながら適切に設定するものとする。

(委員の公募)

第6条 委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。

2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。

(会議の公開等)

第7条 附属機関等は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。

3 附属機関等は、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。

(附属機関等の見直し)

第8条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当する場合には、廃止を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により必要性が低下したもの
- (3) 実質的な審議が行われないなど活動が著しく不活発なもの
- (4) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの
- (5) 他の行政手段により代替可能なもの
- (6) その他市行政の簡素、効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

2 既に設置されている附属機関等については、前項に掲げる視点に照らし、生駒市行政改革推進本部において、3年ごとにその必要性を再検討するものとする。

(附属機関等の運営に係る留意事項)

第9条 附属機関等の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の審議が形骸化し、行政側からの報告が主になるようなことがないよう、効果的な運営を図ること。
- (2) 会議の資料を事前に配布するなど、委員が意見を述べるための十分な準備ができるように配慮するとともに、会議を欠席する委員に対しても必要に応じてあらかじめ意見を求めるなどの方法により、審議の活性化を図ること。
- (3) 会議の開催時期や開催時間の設定を工夫するなど、委員が附属機関等の会議に参加しやすい環境の整備について配慮すること。

(指針の管理)

第10条 この指針の管理は、企画政策課において行うものとする。

(その他)

第11条 この指針により難い特別の事情がある場合又はこの指針に定めのない事項で疑義がある場合は、事前に企画政策課に協議するものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 審議会等委員の選任等指針（平成11年9月1日施行）は、廃止する。
- 3 第4条及び第6条（第3項を除く。）の規定は、既存の附属機関等にあつては、施行日以後の委員の改選について適用する。